

(案)

恵那市分担金等徴収条例の一部改正について（平成16年恵那市条例第52号）

新	旧																														
(趣旨) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第3項、法第96条の4において準用する法第36条第1項及び国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号）附則第11条第3項（旧農用地整備公団の業務に係る特例）の規定により、なおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧公団法」という。）第27条第4項の規定により、次に掲げる事業の費用に充てるため、金銭（以下「分担金」という。）を徴収する場合並びに法第91条の2第1項及び第6項、法第96条の4において準用する法第36条の3第1項並びに旧公団法第28条第1項の規定による特別徴収金を徴収する場合は、この条例の定めるところによる。	(趣旨) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第3項、法第96条の4において準用する法第36条第1項及び国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号）附則第11条第3項（旧農用地整備公団の業務に係る特例）の規定により、なおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧公団法」という。）第27条第4項の規定により、次に掲げる事業の費用に充てるため、金銭（以下「分担金」という。）を徴収する場合並びに法第91条の2第1項及び第6項、法第96条の4において準用する法第36条の3第1項並びに旧公団法第28条第1項の規定による特別徴収金を徴収する場合は、この条例の定めるところによる。																														
(1)～(8) 略	(1)～(8) 略																														
<u>(9) 重要インフラ保全対策事業</u>	(追加)																														
<u>(10) (略)</u>	<u>(9) (略)</u>																														
第2条～第7条 (略)	第2条～第7条 (略)																														
附則 (略)	附則 (略)																														
別表 (第3条関係)	別表 (第3条関係)																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>対象施設</th> <th>負担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ライフライン保全対策事業</td> <td>電線</td> <td>100分の50以内</td> </tr> <tr> <td><u>重要インフラ保全対策事業</u></td> <td></td> <td><u>100分の10以内</u></td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊対策事業</td> <td>急傾斜施設</td> <td>100分の2以内</td> </tr> </tbody> </table>	事業区分	対象施設	負担率	(略)			ライフライン保全対策事業	電線	100分の50以内	<u>重要インフラ保全対策事業</u>		<u>100分の10以内</u>	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜施設	100分の2以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>対象施設</th> <th>負担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ライフライン保全対策事業</td> <td>電線</td> <td>100分の50以内</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊対策事業</td> <td>急傾斜施設</td> <td>100分の2以内</td> </tr> </tbody> </table>	事業区分	対象施設	負担率	(略)			ライフライン保全対策事業	電線	100分の50以内	(追加)		(追加)	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜施設	100分の2以内
事業区分	対象施設	負担率																													
(略)																															
ライフライン保全対策事業	電線	100分の50以内																													
<u>重要インフラ保全対策事業</u>		<u>100分の10以内</u>																													
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜施設	100分の2以内																													
事業区分	対象施設	負担率																													
(略)																															
ライフライン保全対策事業	電線	100分の50以内																													
(追加)		(追加)																													
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜施設	100分の2以内																													